

## 第 374 回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和 3 年 7 月 8 日（木）15:00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町屋外 821 番地の 2）

### 1. 開 会

### 2. 議 題

（1）仮議長の選出について（協議）

（2）会長の選出について（協議）

（3）会長職務代理者の選出について（協議）

（4）令和 3 年度機船船びき網（えび 2 そうびき網）漁業に係る許可の取扱い  
について（協議）

（5）その他

### 3. 閉 会

第374回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和3年7月8日(木) 15:00～

委員

所 属	職 名	氏 名	備考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	委員	半田 亮司	
	"	梅崎 義己	
	"	今村 克博	
	"	平野 年吉	
	"	松藤 文豪	
	"	森田 幸寛	
	"	西久保 敏	
	"	古賀 善治	
	"	井口 繁臣	
	"	中島 龍	
	"	川下 始	

臨席者

所 属	職 名	氏 名	備考
水産庁 九州漁業調整事務所	調整課長	和田 憲明	
	調整課	亀園 莉菜	
福岡有明海 漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導部次長	有馬 隆文	
	指導課	糸山 亮平	
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	上田 拓	
	主 事	福澤 泉	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	秋元 聡	
	主任主事	山田菜美子	
	技術主査	吉田 幹英	
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	寺田 雅彦	
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	中牟田弘典	
	主査	増田 健斗	

## 福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会事務規程

### (所掌事務)

第 1 条 福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下単に「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、福岡佐賀両県地先有明海における漁業に関する事項を処理する。

### (設置区域)

第 2 条 この委員会は、次の海区漁業調整委員会の区域を合した海区に設置する。

- 一 福岡県有明海区漁業調整委員会
- 二 佐賀県有明海区漁業調整委員会

### (事務所の所在地)

第 3 条 委員会の事務所は、会長が所属する海区漁業調整委員会の事務所内に置き、その書記が事務を行なう。

### (委員会)

第 4 条 委員会は委員 12 名（第 2 条の海区漁業調整委員会の委員の中から選出した 6 名宛とし、それぞれその中 1 名は会長職にあるものをあてる）をもって組織する。但し、事故その他、やむを得ない事情がある場合において議長が必要と認めるときは、当該委員の属する海区の他の 2 名以内の委員が代理出席することができる。

- 2 専門の事項を調査審議させるため必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 3 専門委員は学識経験を有する者の中から福岡佐賀両県知事が協議して選任する。

### (会長及び会長職務代理者の職務)

第 5 条 委員会に会長及び会長職務代理者を置く。

- 2 会長及び会長職務代理者は委員が互選する。但し、会長及び会長職務代理者を互選することができないときは、福岡佐賀両県知事が協議の上選任する。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長職務代理者がその職務を代理する。
- 5 会長及び会長職務代理者の任期は 2 年とする。

### (会議)

第 6 条 委員会の会議は会長が招集する。但し、会長及び会長職務代理者が互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及び会長職務代理者ともに事故あるときの会議は、福岡佐賀両県知事が協議の上招集する。

- 2 委員の 3 分の 1 以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から 7 日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少くとも 5 日前に議事の事項並びに開催の日時及び場所を委員会並びに第 2 条の海区漁業調整委員会に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 4 前項の通知を受け取った海区漁業調整委員会は、その内容を管内漁民に周知させるため漁民のみやすい適当な場所に公示しなければならない。

第7条 委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長がこれを決する。

3 委員会の会議は公開とする。

第8条 委員会の会議は予め通知した事項に限って議決する。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

第9条 委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し発言することができる。

(議事録)

第10条 会長は会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

1 委員会の開催日時及び場所

2 出席委員の氏名

3 議事事項

4 議事の結果

5 その他重要な事項

第11条 議事録は会長及び会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

第12条 議事録は一般の縦覧に供する。

(規程改正)

第13条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第14条 前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は会長がその都度委員会に諮って定める。

第15条 委員会の処務並びに会計の規定は海区漁業調整委員会の処務並びに会計の規定を準用する。

附 則

この規程は委員会の成立の日から適用する。

附 則

この規程は昭和47年9月19日から施行する(会長の任期)。

附 則

この規程は昭和51年9月6日から施行する(事務所の所在地、会長及び会長職務代理者の職務)。

## 令和 3 年度福岡県有明海区における機船船びき網 (えび 2 そうびき網) 漁業許可方針 (案)

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
50 隻（25 統）以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

#### (2) 船舶の総トン数

定めなし

#### (3) 推進機関の馬力数

定めなし

#### (4) 操業区域

福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）

#### (5) 漁業時期

令和 3 年 9 月 20 日から令和 3 年 11 月 30 日まで

### 2 許可の有効期間

1 年

### 3 条件

- (1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲 200メートル以内の海域において操業してはならない。
- (2) 僚船は〇〇丸、F〇〇-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。
- (3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から 200メートル以内の海域で操業してはならない。
- (4) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

### 4 申請書の添付書類等

#### (1) 漁業許可申請一覧表

#### (2) 機船船びき網漁業許可申請書

※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法（第 26 条）で定める灯火の内容（別紙）を許可証の裏面に添付する。

### 5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

(別 紙)

注意事項

夜間、機船船びき網（えび2そうびき網）漁業を操業する場合、海上衝突  
予防法（第26条）で定める灯火を掲げなければならない。

【参 考】

1 長さ12メートル以上20メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離	3海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	〃	2海里以上
〃	白色	1灯	〃	〃
(3) 舷灯	緑色、紅色	1対	〃	〃
(又は両色灯		1灯)		
(4) 船尾灯	白色	1灯	〃	〃

2 長さ12メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離	2海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	〃	〃
〃	白色	1灯	〃	〃
(3) 舷灯	緑色、紅色	1対	〃	1海里以上
(又は両色灯		1灯)		
(4) 船尾灯	白色	1灯	〃	2海里以上

(注) 航行中及び漁場移動中は、(1)、(3)、(4)の灯火を掲げ、操業  
中は(2)、(3)、(4)の灯火を掲げること。

旧	新				
<p><b>令和2年度福岡県有明海区における 機船船びき網 (えび2そうびき網) 漁業許可方針</b></p> <p>福岡県有明海区におけるえび2そうびき網漁業について、えび類資源の安定、有効利用及び漁業秩序の確立を図るため、次により処理する。</p> <p><b>1 許可隻数</b> 50隻(25統)以内</p> <p><b>2 許可の適格者</b> (1) 福岡県有明海区の漁業協同組合に所属する漁業協同組員又は福岡県有明海区に沿う市若しくはそれに隣接する市に漁船の主たる根拠地を有し福岡県有明海区漁業調整委員会で認められた者。</p> <p>(2) 申請する漁船の漁船登録原簿の使用者の欄に記載されている者。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>3 許可期間及び操業期間</b> 許可期間：1年 操業期間：令和2年9月20日から令和2年11月30日まで</p> <p><b>4 操業区域</b> 福岡県有明海海域(農林水産大臣管轄漁場)</p>	<p><b>令和3年度福岡県有明海区における 機船船びき網 (えび2そうびき網) 漁業許可方針(案)</b></p> <p><u>(簡素化のため削除)</u></p> <p><b>1 制限措置に関する事項</b> (1) 許可枠及び住所要件 次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者(漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。)に対してのみ行うこととする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">許可する船舶等の数の上限</th> <th style="text-align: center;">住所要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50隻(25統)以内</td> <td style="text-align: center;">大川市、柳川市、みやま市、大牟田市</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(「漁業の許可に関する基準」において、別途定めため削除)</u></p> <p>(2) 船舶の総トン数 定めなし</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 定めなし</p> <p><u>(2) 許可の有効期間において定める)</u> <u>(1) (5) 漁業時期において定める)</u></p> <p>(4) 操業区域 福岡県地先有明海海域(農林水産大臣管轄漁場)</p>	許可する船舶等の数の上限	住所要件	50隻(25統)以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市
許可する船舶等の数の上限	住所要件				
50隻(25統)以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市				

を含む。)

## 5 制限又は条件

- (1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。
- (2) 僚船は〇〇丸、F〇〇-〇〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。
- (3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の海域で操業してはならない。
- (4) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

## 6 許可申請書類

- (1) 漁業許可申請一覧表
  - (2) 機船船びき網漁業許可申請書
- ※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法(第26条)で定める灯火の内容(別紙)を許可証の裏面に添付する。

(新設)

を含む)

## (5) 漁業時期

令和3年9月20日から令和3年11月30日まで

## 2 許可の有効期間

1年

## 3 条件

- (1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。
- (2) 僚船は〇〇丸、F〇〇-〇〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。
- (3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の海域で操業してはならない。
- (4) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

## 4 申請書の添付書類等

- (1) 漁業許可申請一覧表
  - (2) 機船船びき網漁業許可申請書
- ※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法(第26条)で定める灯火の内容(別紙)を許可証の裏面に添付する。

## 5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。



## 令和3年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業許可方針（案）

### 第1 制限措置

- 1 漁業種類  
えび2そう船びき網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数  
50隻（25統）
- 3 船舶の総トン数  
制限なし
- 4 推進機関の馬力数  
制限なし
- 5 操業区域  
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期  
佐賀県有明海 9月15日から11月25日まで  
農林水産大臣管轄漁場 9月20日から11月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
  - (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
  - (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
  - (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
  - (4) 適切な資源管理を実践できる者
  - (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
  - (6) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

### 第2 許可の有効期間

令和3年9月15日から令和3年11月30日まで

### 第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和3年7月20日から令和3年8月20日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2隻1統を1件とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和3年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加し

た申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

- 4 合計数が25件に到達した日以降から令和3年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

#### 第4 許可の基準

- 1 令和3年7月20日から令和3年8月20日までににおける受付数が25件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 令和2年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
  - (2) 令和2年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
  - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
  - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
  - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和3年8月21日以降における合計数が25件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
  - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
  - (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
  - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

## 第5 条件

- 1 次に掲げる区域で操業してはならない。
  - (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。
  - (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域。
- 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。
- 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

旧	新
<p>令和 2 年度機船船びき網（えび 2 そう船びき網）漁業許可方針</p> <p><u>※項目の並び順は、新許可方針と比較しやすいように並び替えています</u></p> <p>1 漁業種類 えび 2 そう船びき網漁業</p> <p>5 許可隻数 50 隻（25 統）以内</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2 操業区域 （1）佐賀県地先有明海海域 ただし、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲 100 メートル以内の区域を除く。 （2）農林水産大臣管轄漁場 ただし、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲 200 メートル以内の区域を除く。</p> <p>3 操業期間 （1）佐賀県地先有明海海域 9 月 15 日から 11 月 25 日まで （2）農林水産大臣管轄漁場 9 月 20 日から 11 月 30 日まで</p>	<p>令和 3 年度機船船びき網（えび 2 そう船びき網）漁業許可方針（案）</p> <p>第 1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 えび 2 そう船びき網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 50 隻（25 統）</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p><u>（ただし書きに係る文言については第 5 条件に移設）</u></p> <p>6 漁業時期 佐賀県有明海 9 月 15 日から 11 月 25 日まで 農林水産大臣管轄漁場 9 月 20 日から 11 月 30 日まで</p>

<p>7 許可の対象 (1) 適格者 ア 佐賀県有明海漁業協同組合の正組合員である者 イ 過去 1 年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者 ウ のり養殖行使柵数 100 柵未満の者（同一世帯内で営む場合を含む。） エ 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号 平成 30 年 12 月 14 日改正公布）第 41 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれにも該当しない者</p> <p>4 許可の有効期間 許可の日から令和 2 年 11 月 30 日まで</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号。以下「規則」という。）第 10 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者 (6) 過去 1 年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者</p> <p>第 2 許可の有効期間 令和 3 年 9 月 15 日から令和 3 年 11 月 30 日まで</p> <p>第 3 申請すべき期間 <u>(記載省略)</u></p>
<p>7 許可の対象 (2) 優先順位 許可申請が制限統数を越えた場合の許可は、次の順位による。 ア a のり養殖業及び農業を営んでいない者（同一世帯内で営む場合を含む。） b a 以外の者 イ アの規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順位による。 a 農業規模 5 反歩以下の者（同一世帯内で営む場合を含む。） b a 以外の者 ウ ア、イの規定により同順位である者相</p>	<p>第 4 許可の基準 1 令和 3 年 7 月 20 日から令和 3 年 8 月 20 日までににおける受付数が 25 件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第 9 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、この限りでない。 (1) 令和 2 年 11 月 30 日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。</p>

<p>互間の優先順位は、抽選による。</p>	<p>(2) 令和2年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者</p> <p>(3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者</p> <p>(4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者</p> <p>(5) 上記(1)から(4)に該当しない者</p> <p>2 令和3年8月21日以降における合計数が25件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者</p> <p>(2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者</p> <p>(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者</p> <p>(4) 上記(1)から(3)に該当しない者</p>
------------------------	---

<p>6 制限又は条件</p> <p>(1) 僚船は、〇〇丸 (SA3-〇〇〇〇〇〇) 以外の船を使用してはならない。</p> <p>(2) 操業の際は、県が定める標旗を船舷上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない。</p> <p>(3) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。</p> <p>(4) 佐賀県地先有明海海面においては、竹羽瀬から 100 メートル以内の区域では操業してはならない。</p> <p>(5) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から 200 メートル以内の区域では操業してはならない。</p>	<p>第 5 条件</p> <p>1 次に掲げる区域で操業してはならない。</p> <p>(1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲 100 メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲 200 メートル以内の区域。</p> <p>(2) 竹羽瀬から 100 メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から 200 メートル以内の区域。</p> <p>2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。</p> <p>3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない。</p> <p>4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。</p>
--	--

**共通資料**  
 第374回福岡佐賀有明  
 海  
 連合海区漁業調整委員

### 機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可状況一覧表

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
福岡県	許可隻数	4隻(2統)	4隻(2統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	4隻(2統)	隻(統)	
	許可期間	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	
	操業区域	福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）									
	条件	（1）区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。 （2）僚船は丸（FO - ）以外の船を使用してはならない。 （3）農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域では操業してはならない。 （4）使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。									
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
佐賀県	許可隻数	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	8隻(4統)	隻(統)	
	許可期間	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25
	操業区域	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）									
	条件	1 次に掲げる区域で操業してはならない。 （1）区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。 （2）竹羽瀬から100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域。 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。									